

## 質 問

20番 長田 吉信 議員

国の進める行政手続きの見直しについて伺います。

行政手続きにおける押印廃止と書面主義の見直しについて伺います。

本年9月16日、7年8か月続いた歴代最長政権となった第2次安倍政権からバトンを引き継ぐ形で菅新政権がスタートしました。菅首相は官房長官として支えた安倍政権の政策を踏襲する方針を表明し、財務や外務大臣など主要閣僚を再任いたしました。内閣の布陣に目新しさが無いとの見方が出る中、規制改革やデジタル庁の新設、地方経済の活性化など菅首相の目玉政策が発表されました。特に規制改革について菅首相は就任会見で「規制改革を政権のど真ん中に置き、河野担当相とともに取り組む」と並々な意欲を示しております。10月16日の河野太郎行革担当大臣の会見で規制改革の一つとして中央省庁の「行政手続きの押印廃止」を強力に推進していくとの発言があり、約1万5千の行政手続きのうち、99%余りの手続きを廃止できると明らかにいたしました。その1万5千の手続きのうち各省庁が「押印を存続の方向で検討したい」と回答したのはわずか1%未満の111種類とのことでした。また河野大臣は「存続する相当部分は印鑑登録されたものや銀行の届出印など。そういうものは今回は残る」と説明され「デジタル庁が発足し、業務がデジタル化された際には電子認証などが導入されるだろう」との見通も示しております。さらに政府・与党は確定申告などの税務手続きにおいても、押印の原則廃止を検討する方針を明確にしており、2021年度の税制改正で検討し、年末にまとめる与党税制改正大綱に反映させるとのことです。このように、行政手続き文書だけでなく税にかかわる他の書類でも押印廃止の流れが加速化しております。

質問いたします。市民の皆さまが書類提出時に押印をする場合もあれば行政として押印した書類を交付する場合もあるなど様々な形式や書類があると思いますがそもそも行政手続きにおける押印の持つ意味やその必要性など押印についての認識を伺います。

続けて質問いたします。国は、押印廃止や書面主義の見直しを進めておりますが行政手続きにおける押印廃止に対する認識を伺います。

次に、押印廃止と書面主義の見直しに対する取組を伺います。現在、国において行革担当大臣が推し進めているこの「押印廃止」について、言われております大幅な中央省庁の行政手続き文書の押印が実際に廃止された場合、本市の行政文書においても、何が廃止でき、何と何が連動して廃止できるのかなどの判断をしなければなりません。質問いたします。押印廃止と書面主義の見直しに対する取組みとして、今から廃止対象リスト作成や様式の洗い出しなどを積極的に行うべきと考えますが、お考えを伺います。

次に、デジタル化によるオンライン申請の推進についての認識を伺います。

菅政権の目玉政策の一つが言うまでもなく行政のデジタル化を推し進める「デジタル庁」の創設を伴う本格的なDX デジタルトランスフォーメーションへの転換です。新型コロナウイルス対策として実施された一人当たり10万円の特別定額給付金の業務において国と地方のシステム連携の不整合により手続きの遅れが発生し、さらに各自治体が振り込み口座を確認する作業に多大な時間を要したことなどから給付が遅れる一因となったことは記憶に新しいところです。ICTや

## 質 問

データの活用は先進諸国に大きく水をあけられていて、特に遅れが目立つのは行政のデジタル化だと指摘されています。パソコンやスマートフォンなどからオンラインで完結できる行政手続きは全国平均でわずか7%程度との報道もあります。

質問いたします。本市においても国に歩調を合わせて、行政手続きのオンライン化の推進と今後、DXに取り組むことは当然として、大事なことは今からでも取り組める可能な限りのオンライン申請を進めるべきと考えますが、デジタル化によるオンライン申請についての認識を伺います。

次に、マイナポータルびったりサービスの活用について伺います。

国の主導する本格的なDXを待って、システムも統一・標準化されてからその後に本市の対応を検討しようと言うのではなく、住民サービス向上、行政の効率化のため現状の制度システムを活用できることから先んじて実行できることが重要だと考えます。当局の皆さまは当然、ご承知されていることと思いますが、今からすぐにでも実現可能な行政手続きのオンライン化、それはマイナンバーカードを活用したマイナポータルびったりサービスのフル活用です。これは自治体レベルで新たなシステム構築などの必要はありません。菅政権も行政のデジタル化を進める重要な手段としてマイナンバーカードの活用を重視し、普及促進に向けて健康保険証や運転免許証など個人を識別する規格の統合を目指しているところです。このびったりサービスは各自治体の手続き検索（内容確認）と電子申請機能を可能とするもので災害時の罹災証明の発行申請から、子育ての関連では児童手当等の受給資格の認定申請、保育施設等の利用申し込み、妊娠の届け出など、幅広い行政手続きをパソコンやスマホから申請できます。質問いたします。本市においては、このマイナポータルびったりサービスにあるメニューの中から何と何をすでに活用し、今後追加を検討している項目があるのでしょうか。具体的にお示しいただき、マイナポータルびったりサービスの活用への決意と取組み内容を伺います。

次に、誰もが安心して暮らせる居住支援について伺います。

住まいは生活の重要な基盤であり全世代型社会保障の基盤です。しかしながら空き家等が増える一方高齢者、障がい者、低所得者、ひとり親家庭、外国人等住居確保要配慮者は増え、頻発する災害による被災者への対応も急務となっています。また、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃や住宅ローンの支払いに悩む人が急増しており、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は待ったなしの課題だと考えます。そこで誰もが安心して暮らせる居住支援について質問してまいります。

初めに、生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金の認識について伺います。

コロナ禍において全国的に生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金の利用が爆発的に増えていますが、本市においても同様ではないかと思われまます。この住居確保給付金は最大9ヶ月まで支給されます。つまりコロナ禍で対象拡大がなされた4月以降支給開始した方々は年末年始には支給期間が切れ、路頭に迷うのではないかと懸念されています。こうした事態とならないよう、私共公明党は支給期間の延長を政府に対し強く要請しておりますが、延長されたとしても支給期間終了後に引き続き支援が必要な方は確実におられます。こうした方々が住まいを失わないようにするために、就労支援の強化等を通じた経済的自立の支援、家賃の安価な住宅への住み

## 質 問

替えの推進、公営住宅の積極的な活用、生活保護の受給など本人や家族のニーズや状況等に応じたきめ細かな支援などが必要と考えます。

質問いたします。先ほども申し上げたように、住まいは生活の重要な基盤であり支援の根幹であると考えます。生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金の認識についてお考えを伺います。

次に、住宅セーフティネット制度の活用について伺います。

今申し上げました通り、支給期間終了後公営住宅に移る、生活保護を受給するといった選択肢がありますが公営住宅という選択肢は極めて限定的です。また、生活保護をどうしても受けたくないという方もおられます。こうした現状に対応するためには、第三の選択肢として、福祉部局と住宅政策部局が連携し、住宅セーフティネット制度の活用にあ早急に取り組んでいただきたいと思っております。住宅セーフティネット制度においては、住居確保に配慮が必要な方に対し、その入居を拒まない住宅の登録を民間の空き家等を活用することで促進していくという、新しい制度となっており、その登録住宅の数を増やすことにより、住宅確保要配慮者の住宅の選択肢を増やす取組が本市においても重要だと考えます。

質問いたします。新たな住宅セーフティネット制度における本市の活用状況について伺います。

次に、居住支援の取組について伺います。

近年、少子高齢化等の社会情勢の変化により、全国的にも空き家が増加傾向となっており、本市も例外ではありません。平成30年度の住宅土地統計調査によれば、本市の空き家率は15.8%で、県平均16.4%よりは低いものの全国平均の13.6%より高い結果が示されています。特に長期間放置された空き家は、防災や防犯面、衛生面や景観といった面で、地域住民の居住環境へ深刻な影響を与え、大きな社会問題となっています。空き家をセーフティネット住宅として利活用を推進し、居住支援の取組を進めていくことは、空き家の持ち主にとっては利活用が図られ、住宅確保要配慮者にとっては住まいが確保しやすくなり、互いにメリットがあるものと思っております。

質問いたします。住宅確保要配慮者に対する居住支援として、空き家を活用することに係る当局の今後の取組を伺います。